平成 26 年 7 月 16 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区茶屋町 19 番 19 号
阪急リート投資法人
代表者名
執行役員　白木　義章
（コード番号：8977）
資産運用会社名
阪急リート投信株式会社
代表者名
代表取締役社長　白木　義章
問合せ先
経営企画部長　中野　彰久
TEL. 06-6376-6823

# 規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約の変更及び役員の選任について、平成 26 年 8 月 27 日に開催される本投資法人の第８回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．規約変更の理由及び内容について

(1)　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、必要な規定の新設を行うものです。

①　投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものです。（変更案第６条第２項関係）

②　一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成 28 年８月５日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの８月５日及び同日以後遅滞なく招集する旨、また、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる旨の規定を新設するものです。（変更案第 10 条第２項関係）

③　変更案第 10 条第２項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から 25 か月を経過する前に開催される投資主総会については、投資主総会の日の公告を要しない旨の規定を新設するものです。（変更案第 10 条第３項関係）

④　上記の新設について、上記の新設に関連する投信法の改正の施行日に効力を生じる旨の附則を新設するものです。（変更案第 43 条関係）

(2)　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）が改正されたことに伴い、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第 105 条第１号ヘに定める不動産等資産のうち、現行規約第 29 条第２項各号に掲げる不動産等に該当するものをいいます。）に投資して運用を行う旨の定めとして、これに関する規定の変更を行うものです。（現行規約第 27 条、第 29 条第４項関係）

(3)　一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」において、利益を超えた金銭の分配に関する規定が一部改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うもので

す。(現行規約第36条第(2)号関係)

(4)　社団法人投資信託協会が平成25年1月4日付で一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。(現行規約第36条第(5)号関係)

(規約変更の詳細につきましては、添付「第8回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2．役員の選任について

執行役員白木義章、監督役員宇多民夫及び堀之内清孝は、平成26年8月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成26年9月1日付での執行役員1名(候補者:白木義章)及び監督役員2名(候補者:宇多民夫、堀之内清孝)の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

また補欠執行役員庄司敏典、補欠監督役員鈴木基史の選任に係る決議は、平成26年8月31日をもって効力を失うことから、執行役員、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名(候補者:庄司敏典)及び補欠監督役員1名(候補者:鈴木基史)の選任に関する議案を、本投資主総会に提出いたします。

(役員選任に関する詳細につきましては、添付「第8回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3．日程

平成26年 7月16日　役員会にて本投資主総会提出議案を決議
平成26年 8月8日　本投資主総会招集通知発送(予定)
平成26年 8月27日　本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議(予定)

以　上

＊ 本資料の配布先:兜倶楽部、大阪証券記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
＊ 本投資法人のウェブサイト　http://www.hankyu-reit.jp/

＜添付資料＞
・参考資料　第8回投資主総会招集ご通知

平成26年８月８日

投 資 主 各 位

大 阪 市 北 区 茶 屋 町 19 番 19 号
**阪 急 リ ー ト 投 資 法 人**
執行役員　白 木 義 章

# 第８回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第８回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

**なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成26年８月26日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項の規定に基づき、現行規約第15条第１項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

**従いまして、本投資主総会に当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意願います。**

敬　具

記

**１．日　　時**：平成26年８月27日（水曜日）午前10時

**２．場　　所**：大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル　６階　瑞鳥
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。なお、前回と会場が異なっておりますので、ご注意いただきますようお願い申し上げます。）

**３．投資主総会の目的である事項**：

**決 議 事 項**

**第１号議案**　規約一部変更の件
**第２号議案**　執行役員１名選任の件
**第３号議案**　補欠執行役員１名選任の件
**第４号議案**　監督役員２名選任の件
**第５号議案**　補欠監督役員１名選任の件

以　上

◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です（なお、平成26年９月12日（金曜日）に東京都所在の会場においても、「運用状況報告会」を開催する予定です。詳細は、同封の「運用状況報告会（東京）開催のご案内」をご参照下さい。）。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ウェブサイト（http://www.hankyu-reit.jp/）に掲載いたしますので、ご了承下さい。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**第１号議案**　規約一部変更の件

１．変更の理由

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、必要な規定の新設を行うものです。

① 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものです。（変更案第６条第２項関係）

② 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成28年８月５日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの８月５日及び同日以後遅滞なく招集する旨、また、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる旨の規定を新設するものです。（変更案第10条第２項関係）

③ 変更案第10条第２項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、投資主総会の日の公告を要しない旨の規定を新設するものです。（変更案第10条第３項関係）

④ 上記の新設について、上記の新設に関連する投信法の改正の施行日に効力を生じる旨の附則を新設するものです。（変更案第43条関係）

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）が改正されたことに伴い、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第１号ヘに定める不動産等資産のうち、現行規約第29条第２項各号に掲げる不動産等に該当するものをいいます。）に投資して運用を行う旨の定めとして、これに関する規定の変更を行うものです。（現行規約第27条、第29条第４項関係）

(3) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」において、利益を超えた金銭の分配に関する規定が一部改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。（現行規約第36条第(2)号関係）

(4) 社団法人投資信託協会が平成25年１月４日付で一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。（現行規約第36条第(5)号関係）

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現　行　規　約 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第１章　総　則<br>第１条～第４条　［条文省略］<br><br>第２章　投資口<br>（発行可能投資口総口数）<br>第５条　［条文省略］<br><br>（投資主の請求による投資口の払戻し）<br><br>第６条　［条文省略］<br>［新設］<br><br>第７条～第８条　［条文省略］<br><br>第３章　投資主総会<br>第９条　［条文省略］<br><br>（投資主総会の招集<u>権者</u>）<br>第10条　［条文省略］<br>［新設］ | 第１章　総　則<br>第１条～第４条　［現行どおり］<br><br>第２章　投資口<br>（発行可能投資口総口数）<br>第５条　［現行どおり］<br><br>（投資主の請求による投資口の払戻し<u>及び合意による自己投資口の取得</u>）<br>第６条　［現行どおり］<br><u>２．本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる。</u><br><br>第７条～第８条　［現行どおり］<br><br>第３章　投資主総会<br>第９条　［現行どおり］<br><br>（投資主総会の招集）<br>第10条　［現行どおり］<br><u>２．投資主総会は、平成28年８月５日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの８月５日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u> |

| 現　行　規　約 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| ［新設］ | ３．投資主総会を招集するには、投資主総会の日の２か月前までに当該日を公告し、当該日の２週間前までに、投資主に対して、書面をもって又は法令の定めるところに従い電磁的方法により、その通知を発するものとする。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。 |
| 第11条～第17条　［条文省略］ | 第11条～第17条　［現行どおり］ |
| 第４章　役員及び役員会 | 第４章　役員及び役員会 |
| 第18条～第26条　［条文省略］ | 第18条～第26条　［現行どおり］ |
| 第５章　資産運用 | 第５章　資産運用 |
| （資産運用の基本方針）<br>第27条　本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、主として不動産等（第29条第２項各号に掲げる不動産等をいう。以下同じ。）及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券（第29条第３項各号に掲げる不動産対応証券をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資して運用を行う。 | （資産運用の基本方針）<br>第27条　本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第105条第１号へに定める不動産等資産のうち、不動産等（第29条第２項各号に掲げる不動産等をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。以下同じ。）に投資して運用を行う。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しない不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券（第29条第３項各号に掲げる不動産対応証券をいう。以下同じ。）その他の資産にも投資することができるものとする。 |
| 第28条　［条文省略］ | 第28条　［現行どおり］ |

| 現　　行　　規　　約 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （資産運用の対象とする特定資産の種類）<br>第29条　　［条文省略］<br>２．～３．　［条文省略］<br>４．本投資法人は、前２項に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。<br>(1)～(14)［条文省略］<br>５．～６．　［条文省略］<br><br>第30条～第31条　［条文省略］<br><br>第６章　資産評価<br>第32条～第33条　［条文省略］<br><br>第７章　借入れ及び投資法人債の発行<br>第34条　　［条文省略］<br><br>第８章　計算<br>第35条　　［条文省略］<br><br>（金銭の分配の方針）<br>第36条　本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。<br>(1)　　［条文省略］<br>(2) 利益を超えた金銭の分配<br>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。但し、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 | （資産運用の対象とする特定資産の種類）<br>第29条　　［現行どおり］<br>２．～３．［現行どおり］<br>４．本投資法人は、前２項に掲げる資産を投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。<br>(1)～(14)［現行どおり］<br>５．～６．［現行どおり］<br><br>第30条～第31条　［現行どおり］<br><br>第６章　資産評価<br>第32条～第33条　［現行どおり］<br><br>第７章　借入れ及び投資法人債の発行<br>第34条　　［現行どおり］<br><br>第８章　計算<br>第35条　　［現行どおり］<br><br>（金銭の分配の方針）<br>第36条　本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。<br>(1)　　［現行どおり］<br>(2) 利益を超えた金銭の分配<br>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。但し、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。 |

| 現　　行　　規　　約 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| (3) ～(4)　［条文省略］<br>(5) 投信協会規則<br>本投資法人は、上記第(1)号から第(4)号までのほか、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。 | (3) ～(4)　［現行どおり］<br>(5) 投信協会規則<br>本投資法人は、上記第(1)号から第(4)号までのほか、金銭の分配にあたっては、一般社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。 |
| 第９章　会計監査人<br>第37条～第39条　［条文省略］ | 第９章　会計監査人<br>第37条～第39条　［現行どおり］ |
| 第10章　業務及び事務の委託<br>第40条～第42条　［条文省略］ | 第10章　業務及び事務の委託<br>第40条～第42条　［現行どおり］ |
| ［新設］<br>［新設］ | 第11章　附則<br>（改正の効力発生）<br>第43条　第６条第２項の新設に係る改正は、投資法人が自己投資口を取得することができる旨を予め規約に定めた場合には、投資法人が自己投資口を取得することができる旨の投信法の改正の施行日において、効力を生じるものとする。<br>２．第10条第２項及び第３項の新設に係る改正は、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合には、投資主総会の開催に係る公告を要しない旨の投信法の改正の施行日において、効力を生じるものとする。 |
| （別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期<br>［省略］ | （別紙）資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期<br>［現行どおり］ |

**第２号議案**　執行役員１名選任の件

執行役員白木義章は、平成26年８月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成26年９月１日付での執行役員１名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、就任する平成26年９月１日から２年間となります。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成26年７月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略　　歴 |
|---|---|
| 白木義章（しらき よしあき）<br>（昭和31年10月７日） | 昭和54年４月　阪急電鉄株式会社入社<br>平成３年４月　同　経理部財務企画課調査役<br>平成７年６月　同　経営管理室調査役<br>平成13年４月　同　グループ政策推進室調査役<br>平成13年６月　株式会社阪急交通社　出向<br>国際輸送事業本部企画室調査役<br>平成14年６月　同　取締役兼執行役員社長室長<br>平成16年５月　阪急リート投信株式会社　取締役（非常勤）<br>平成16年６月　同　出向　取締役業務管理部長<br>平成18年10月　阪急リート投資法人　補欠執行役員<br>平成18年12月　阪急リート投信株式会社　取締役業務部長<br>平成19年４月　同　取締役<br>平成23年４月　同　常務取締役<br>平成24年６月　阪急リート投資法人　執行役員（現在）<br>平成24年６月　阪急リート投信株式会社　代表取締役社長（現在） |

・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより３口所有しております。

・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

**第３号議案**　補欠執行役員１名選任の件

補欠執行役員庄司敏典の選任に係る決議は、平成26年８月31日をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約の定めにより、第２号議案における執行役員の就任日である平成26年９月１日から２年間となります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成26年７月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略　　歴 |
|---|---|
| 庄　司　敏　典（しょう　じ　とし　のり）<br>(昭和35年６月13日) | 昭和58年４月　阪急電鉄株式会社入社<br>平成７年６月　株式会社阪急リエゾンサービス　出向<br>平成９年６月　同　取締役梅田営業部長<br>平成13年４月　阪急電鉄株式会社　流通営業第一部調査役<br>平成18年11月　同　不動産運用部調査役<br>平成20年４月　同　不動産運用部長<br>平成20年４月　阪急リート投信株式会社　監査役（非常勤）<br>平成22年４月　阪急不動産株式会社　経営企画部長<br>平成24年４月　阪急リート投信株式会社　出向　取締役（現在） |

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより４口所有しております。

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社の取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

**第４号議案**　監督役員２名選任の件

監督役員宇多民夫及び堀之内清孝は、平成26年８月31日をもって任期満了となります。つきましては、平成26年９月１日付での監督役員２名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、就任する平成26年９月１日から２年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴 |
|---|---|---|
| 1 | 宇多民夫（うだたみお）<br>（昭和20年３月31日） | 昭和49年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）<br>関西法律特許事務所入所<br>昭和52年10月　原田・宇多法律事務所（現　宇多法律事務所）設立（現在）<br>平成10年４月　大阪弁護士会副会長<br>平成16年12月　阪急リート投資法人　監督役員（現在）<br>平成17年４月　大阪府建設工事紛争審査会委員<br>平成21年６月　栗田工業株式会社　監査役（現在） |
| 2 | 堀之内清孝（ほりのうちきよたか）<br>（昭和26年１月２日） | 昭和49年10月　監査法人日本橋事務所入所<br>昭和50年10月　監査法人朝日会計社入社<br>昭和53年９月　公認会計士登録<br>昭和54年５月　税理士登録<br>昭和62年１月　堀之内会計事務所開設（現在）<br>平成16年12月　阪急リート投資法人　監督役員（現在）<br>平成18年６月　株式会社ヒシモト　監査役 |

・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記監督役員候補者宇多民夫は、宇多法律事務所の所長であります。
・上記監督役員候補者堀之内清孝は、堀之内会計事務所の所長であります。

**第５号議案**　補欠監督役員１名選任の件

補欠監督役員鈴木基史の選任に係る決議は、平成26年８月31日をもって効力を失うことから、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約の定めにより、第４号議案における監督役員の就任日である平成26年９月１日から２年間となります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略　　歴 |
|---|---|
| 鈴木基史（すずき もとふみ）<br>（昭和25年１月28日） | 昭和48年４月　監査法人朝日会計社入社<br>昭和52年３月　公認会計士登録<br>昭和52年６月　税理士登録<br>昭和57年７月　鈴木公認会計士事務所開設（現在）<br>平成18年４月　甲南大学会計大学院教授（現在）<br>平成19年３月　アーバンライフ株式会社　監査役<br>平成22年８月　阪急リート投資法人　補欠監督役員（現在） |

・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記補欠監督役員候補者は、鈴木公認会計士事務所の所長であります。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第１項及び本投資法人の現行規約第15条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案から第５号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以　上

# 投資主総会会場ご案内図

【会　場】　大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル　６階　瑞鳥

**前回と会場が異なりますので、ご注意願います。**

【電　話】　06－6377－2100（ホテル代表番号）

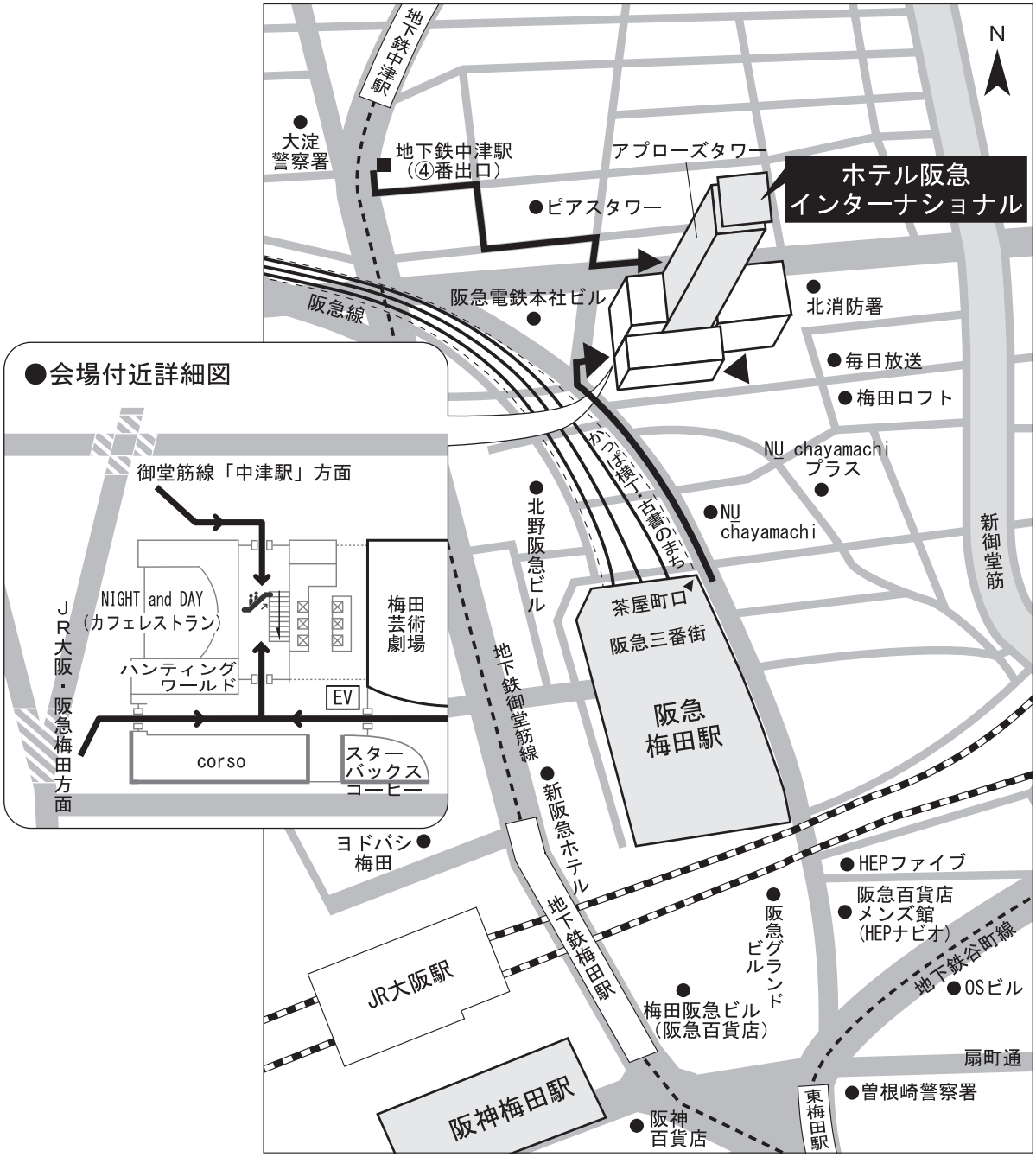


【交　通】
阪急梅田駅茶屋町口より徒歩約６分
地下鉄御堂筋線中津駅④番出口より徒歩約４分
ＪＲ大阪駅より徒歩約10分
阪神梅田駅より徒歩約15分

**お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、予めご了承願います。**